

次官

4-4
26

新聞發表

教員適格再審査の件

昭和21年12月16日
山崎 270

連合國司令部との協議に基き、去る十一月三十日左の二十府縣、三
校集團の教員適格審査委員會の委員が、その一部或は全部の變更と、
既に審査を終つた一部教職員の再審査を命ぜられ、その旨夫々文部省
より通達された。

- 北海道、青森、新潟、湯、富山、茨城、栃木、東京、
- 大阪、京都、奈良、三重、滋賀、鳥取、山口、
- 愛媛、福岡、熊本、佐賀、宮崎、鹿児島

北海道學校集團、信越北陸地區學校集團、九州地區學校集團

新開發表 教職員適格審査状況

昭和二十一年六月十六日

全国に於ける教職員に就いての適格審査は六月より開始以來十一月末日までに約三九五、八〇一人の審査がせられた。其の内訳は次の通りである。

- 都道府縣に於ける審査人員 三七四、一六八人
- 學校集團に於ける審査人員 六、二八一一人
- 大學に於ける審査人員 四、五七三人
- 教育職員適格審査委員會に於ける審査人員 七五八人
- 中央教職員適格審査委員會に於ける審査人員 二一人

右の内別表第一の所謂自動的該當者は一、五〇六人であり、審査委員會にて判定せられた、即ち別表第一の不適格判定者は四二二名である。

文部省に於ける第一審の教育職員適格審査委員會に於ては今まで二十三回開催され、文部省及び官公立の大學、高等専門學校、教員養成諸學校の校長及び事務職員等の審査は一應終了したが、この結果は不適格判定者は十七人、第二審である中央教職員適格審査委員會は五回開催せられ八名が判定されたが、この中三名につき第一審の判定が覆えられた。

